

自家用車使用による公務旅行の取扱いに関する要綱

制定 平成12年4月3日区長決定
平成12年4月要綱第70号
改正 令和5年3月23日区長決定
令和5年3月要綱第52号
改正 令和6年3月25日区長決定
令和6年3月要綱第155号

(趣旨)

第1条 この要綱は、職員の旅費支給規程（昭和48年品川区訓令甲第15号）第12条の規定に基づき、身体に障害のある職員（第5条および第6条を除き、以下「職員」という。）が公務により旅行する場合に自家用車を使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(自家用車による旅行命令の基準)

第2条 旅行命令権者は、鉄道、バスその他の交通機関を利用することが困難な職員に対し、公務による旅行（研修の受講、健康診断の受診等のための旅行を含む。以下「旅行」という。）を命ずるに当たり、公用車が使用できず、かつ、次の要件を満たす場合には、運転上の安全配慮を指示したうえで、当該職員の自家用車の使用を認めることができる。

・対象職員

次のすべての条件に該当する者とする。

- ア 職員で、その障害が下肢障害等であり、かつ、職員の通勤手当に関する規則（昭和53年特別区人事委員会規則第12号）第2条第2号の規定に該当するもの
- イ 運転免許取得後1年以上の運転経験があり、過去1年間において、自己の過失による交通事故を起こし、または自動車の運転に関し罰金に処せられていない者
- ウ 正常な運転に適する健康状態であると認められる者

・対象車両

次条の規定により、あらかじめ届け出ている自家用車で、次のすべての条件に該当するものとする。

- ア 職員または職員と同居する親族が所有（割賦販売法（昭和36年法律第159号）による割賦等により購入し、所有権が留保されているものを含む。）する自家用車（自動二輪車を除く。）で、通勤に使用しているもの
- イ 整備状況が良好であるもの

・対象旅行

原則として日帰りとし、目的地は、職員の旅費に関する条例（昭和26年品川区条例第18号。以下「旅費条例」という。）別表第1の表に規定する近接地の地域内とする。

(自家用車の届出)

第3条 職員は、旅行の際に使用する自家用車を自家用車届出書（第1号様式）により、あらかじめ所属長に届け出なければならない。

2 職員は、自動車検査証の更新等、前項の規定により届け出た事項に変更が生じたときは、速やかに自家用車届出事項変更届（第2号様式）により、所属長に届け出なければならない。

(旅行命令の手続)

第4条 旅行命令の手続は、旅費条例の規定による。

(自家用車への同乗による出張)

第5条 旅行命令権者は、自家用車を使用した旅行を命令するに当たっては、付添いその他の理由により、真にやむを得ないと認められる場合に限り、他の職員の同乗を命ずることができる。

(旅費の取扱い)

第6条 自家用車を使用した旅行の旅費は、車賃については旅費条例第23条第1項に規定する路程1キロメートルにつき37円の定額とし、その他の旅費については旅費条例に定めるところによる。ただし、前条の規定により、同乗を命ぜられた職員については、車賃は支給しない。

(諸費用の負担)

第7条 自家用車の購入費用、改造費用、ガソリン代、自動車税、保険料、車検・修理代、交通反則金等の諸費用は、自家用車を使用する職員が負担するものとする。

(旅行中の交通事故の処理)

第8条 自家用車を使用した旅行中に交通事故を起こした場合の処理は、区長室長の指示によるほか、次に規定するとおりとする。

・第三者に対する損害賠償

第三者に対する損害賠償額が、自動車損害賠償責任保険または職員が任意に加入する各種の自動車保険による保険金額を超える場合には、その超える額については、区が負担するものとする。ただし、当該損害が職員の故意または重大な過失により生じたときは、区は、当該職員に対して求償権を行使するものとする。

・職員の負傷等の補償

地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に定めるところによる。

・職員の自家用車の損害の補償

当該自家用車の損傷については、区は責任を負わない。

・事故後の所属長の責務

所属長は、職員とともに責任をもって相手方と適切に対応するものとする。

2 職員が自家用車を使用した旅行の命令を受けずに自家用車を使用し、旅行中に事故を起こした場合には、区はその責任を一負わない。

(その他)

第9条 この要綱の施行について必要な事項は、別に区長室長が定める。

付 則

この要綱は、平成12年4月1日以後に出発する旅行から適用する。

この要綱は、令和6年4月1日以後から施行する。

第1号様式 (第3条関係)

自家用車届出書

年 月 日

所属長 様

所 属 _____

氏 名 _____

公務に使用する自家用車について、次のとおり届け出ます。

所属長	係 長

車種・自動車登録番号			
形式・排気量			
所有者名		(本人との関係：)	
自動車検査証有効期間		年 月 日まで	
自賠責保険有効期間		年 月 日まで	
任 意 保 険	契約者名	(本人との関係：)	
	加入内容 (賠償・傷害保険金額)	対人賠償	円 ・ 無 制 限
		対物賠償	円 ・ 無 制 限
		搭乗者障害	円 ・ 無 制 限
		その他 ()	円
示談交渉代行付きの 保険	対 人 ・ 対 物 ・ な し		
有効期間	年 月 日まで		
保険会社名			

備考 この届出書には、自動車検査証、自賠責保険証明書および任意保険の証書の写しを添付すること。

第2号様式（第3条関係）

自家用車届出事項変更届

年 月 日

所属長 様

所 属 _____

氏 名 _____

公務に使用する自家用車について届け出た事項に変更があったので、次のとおり届け出ます。

		所属長	係長
変更事項	変更後の内容		
自動車検査証有効期間	年 月 日まで		
自賠責保険有効期間	年 月 日まで		
任意保険有効期間	年 月 日まで		
任意保険加入内容または 示談交渉代行の内容			
その他			

備考

- 1 該当する変更事項に○を付け、その変更後の内容を記載すること。
- 2 自動車検査証、自賠責保険証明書、任意保険の証書等の関係書類の写しを添付すること。